

特殊鋼産業成長分野進出促進助成金

申請に関するQ & A

公益財団法人しまね産業振興財団 新事業支援課

【目次】

対象事業	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P1
対象者	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P3
対象経費	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P3
申請手続き	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P6
審査・採択について	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P7
交付決定後の注意事項	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P7
事業完了後の注意事項	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P8

本助成金は、公益財団法人しまね産業振興財団助成金交付規程及びその他の法令、本補助金要綱の適用を受けますので、ご注意ください。

「申請に関する Q&A」も上記に基づき作成しております。

※当てはまるかどうか不明確ではない場合は、巻末の財団担当者連絡先にご相談下さい。

【対象事業】

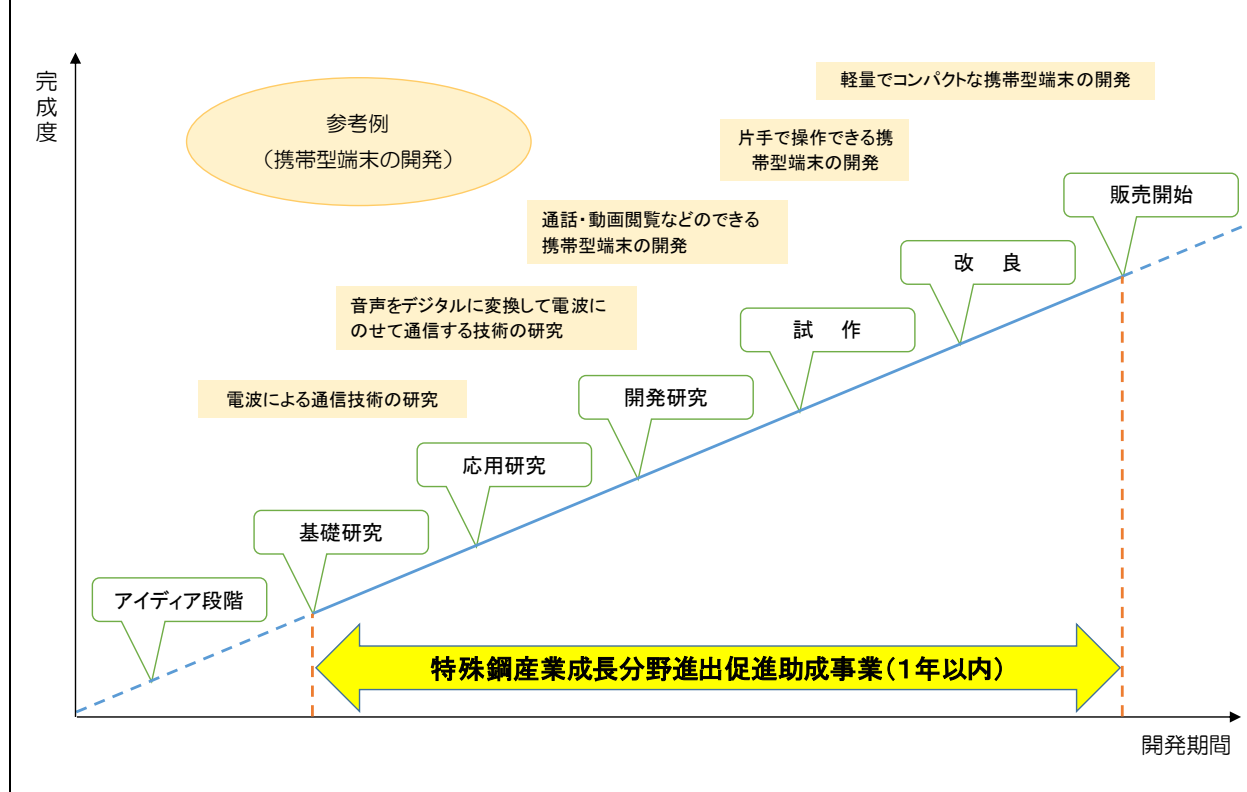
Q1 : この助成事業はどのような事業ですか。

A1 : 特殊鋼関連産業の高度化及び集積強化に資する成長分野への進出に必要な素材開発、製品開発、試作開発等を後押しするため、その経費の一部を助成します。

Q2 : 特殊鋼産業成長分野進出促進助成事業が対象とする事業の範囲を教えてください。

A2 : アイディア段階を越え、事業化に向かう基礎的研究段階から販売に向けた製品化・量産研究開発段階まで（1年間）を対象にしています。

イメージとしては以下の様なものです。



Q3 : この助成事業における「特殊鋼」とはどのようなものですか。

A3 : 鉄に各種の元素を添加し、又は、成分を調整することにより様々な機能を持たせた合金鋼のことをいいます。

Q4 : この助成事業における「特殊鋼関連企業」とはどのようなものですか。

A4 : 県内に事業所を有し、特殊鋼に関わる素材製造、工具製造、機械加工（切削、研削）、及び検査を主な事業とする企業のことをいいます。

Q5 : 「成長分野」とはどのようなものですか。

A5 : 市場の拡大が見込まれ、これからの成長性が認められる以下の分野です。

◇成長分野として政府決定文書等に記載されているもの

○「新成長戦略（平成22年6月閣議決定）」における成長戦略分野

- ・グリーン・イノベーション分野（再生可能エネルギー、原子力、蓄電池、次世代自動車、スマートグリッド、レアメタル・レアアース代替材料、次世代照明等）
- ・ライフ・イノベーション分野（遠隔医療システム、高齢者用パーソナルモビリティ、医療・介護ロボット等）

○「産業構造ビジョン2010（平成22年6月経済産業省）」の今後の成長戦略分野

- ・インフラ関連／システム輸出産業（水、石炭火力発電・石炭ガス化プラント、送配電、鉄道、リサイクル、宇宙産業、スマートグリッド・スマートコミュニティ、再生可能エネルギー、情報通信、都市開発・工業団地など）
- ・環境・エネルギー課題解決産業（スマートコミュニティ、次世代自動車など）
- ・医療・介護・健康産業（医療機器、介護・福祉ロボットなど）
- ・先端分野（ロボット、航空機、宇宙、高温超電導、ナノテク、機能性化学、バイオ医薬品、炭素繊維、高度IT、レアメタル）

◇島根県産業技術センターが中心となり取り組む新技術、新材料、新製品その他の研究及び開発の成果を事業化するもの

○新産業創出プロジェクト関連分野

- ・熱制御システム開発プロジェクト
- ・新エネルギー応用製品開発プロジェクト
- ・プラズマ熱処理技術開発プロジェクト

○先端技術イノベーションプロジェクト関連分野

- ・鉄鋼材料加工（特殊鋼・素形材加工技術強化、溶射・気相製膜発展技術開発）
- ・材料加工（レアメタル代替技術開発）
- ・電子部品（次世代パワーエレクトロニクス技術開発）
- ・機械電子（熱・シミュレーション応用技術開発）
- ・印刷化学（有機フレキシブルエレクトロニクス技術開発）

Q6：どの様な取り組みが対象となりますか。

A6：特殊鋼関連企業との取引拡大や成長分野への進出に向けた新製品の開発又は試作若しくは新技術の開発を行うもので、以下の4タイプの事業を助成します。

【県内取引拡大型】

- ・県内に事業所を有する企業が、特殊鋼関連企業との取引につなげるための取組

【成長分野進出型】

- ・特殊鋼関連企業が、成長分野への進出、又は、既に進出している成長分野における事業拡大のための取組

【対象者】

Q7：助成対象者は誰になりますか。

Q7：助成対象者は事業のタイプにより以下の通りです。
また、助成限度額も事業のタイプにより異なります。

区分	対象者	助成限度額
県内取引拡大型	企業等	100万円
成長分野進出型	特殊鋼関連企業	500万円

Q8：企業の業種による制限はありますか。

Q8：暴力団関係者である場合を除き、業種等による制限はありません。

Q9：大企業、みなし大企業も対象ですか。

A9：対象です。また、県に立地認定を受けた企業も対象です。

Q10：県外企業でも県内に支店や工場があれば申請できますか。

A10：県外に本社がある企業でも、県内の支店や工場が主体となって事業を行う場合は申請できます。

【対象経費】

Q11：助成金の申請前に支払った経費は助成金の対象となりますか。

A11：対象になりません。交付決定日以降に発注した経費が対象です。

Q12：事業実施期間の終了後に支払った経費は助成金の対象となりますか。

A12：対象になりません。交付決定日以降且つ助成事業期間内に支払いが完了した経費が対象となります。

Q13：消費税は対象経費となりますか。

A13：対象になりません。助成対象経費には消費税を差し引いた額を記載ください。

Q14：振込手数料は対象経費となりますか。

A14：対象になりません。振込手数料が先方負担の場合は、その金額分の値引きがあったものとみなし、手数料分を差し引いた額が対象経費となります。

Q15：販売する新製品の原材料や販売用の製品を生産する設備は補助対象になりますか。

A15：通常の営業活動や生産活動に係る経費は対象になりません。

Q16：試作製品が「機械装置」の場合、原材料費と機械装置費のどちらに計上すればよいですか。

A16：機械装置費に計上してください。原材料費は「消耗品」であることが原則です。
また、「試作品を製造するために加工等を行う機械」も機械装置費に計上してください。
(イメージ図①②参照)

①開発製品が機械装置



機械装置

②試作品に加工等を行う機械装置



機械装置

Q17：外注加工費と委託費の違いは何ですか。

A17：外注加工費とは「図面・仕様等を自社で定めてあり、その加工等を発注するもの」を指します。それ以外に他社へ依頼する費用（例：開発製品におけるデータの分析委託、パッケージデザイン料 等）は全て「委託費」として計上してください。

Q18：技術導入費とは何ですか。

A18：自社が保有していない技術を事業で導入する際に要する費用です。具体的には、外部からの技術指導費用や、他社が保有する産業財産権（特許等）をライセンス等による導入費用を指します。

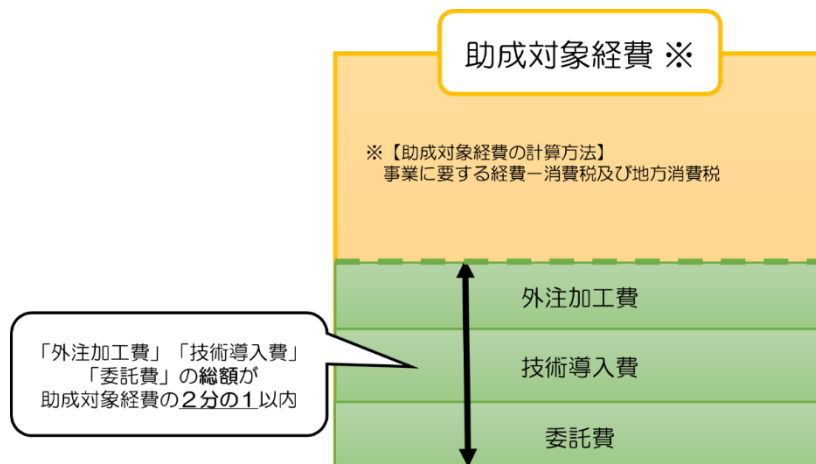
Q19：マーケティング調査費とは何ですか。

A19：自社で直接ユーザーニーズ等の調査を行う際に発生する経費を指します。（例えば展示会の小間料、展示会へ出展における社員旅費、等です）。
また、他社へ市場調査を依頼される際は「委託費」として計上してください。

Q20：委託費が助成対象経費総額の2分の1を超えましたが、申請できますか。

A20：申請できません。

本事業では、「外注加工費」「技術導入費」「委託費」の総額は、助成対象経費総額の2分の1を超えない金額であることが申請条件となります。



Q21：旅費はどの項目に計上すればよいですか。

A21：目的に合った経費に計上していただきます。また、各対象経費いずれにしても「申請書② 資金支出内訳」の備考欄に旅費とご記載ください。

例：①委託先との契約に関する打ち合わせの際に発生する旅費

→「委託費」（備考欄に旅費と記載）

②市場調査を行うために発生する旅費

→「マーケティング調査費」（備考欄に旅費と記載）

③専門家を招聘した際に発生する旅費

→専門家謝金（備考欄に旅費と記載）

Q22：機械装置費が助成対象経費総額の2分の1を超えましたが、申請できますか。

A22：申請はできますが、「試作事業における機械装置の意義や役割、その装置を活用した独自技術の有無」について記載した別紙（下記のイメージ図参照）を合わせてご提出ください。

※但し、「機械導入だけで試作品が製造できるようになる」というような『設備導入を目的』とした事業の場合は、申請は出来ません。

(例)
本事業における機械装置の必要性

機械装置の写真 もしくは イメージ図	【機械名】 ××××××××
	【型番】 ××××××××

【本事業における機械装置の役割】
××××××××

【機械装置を活用した際の独自技術の有無】
××××××××

Q23：直接人件費はどの程度まで助成対象になりますか。

A23：事業の型によって異なります。

- ・成長分野進出型…助成対象経費総額の3割を超えない額が対象です
- ・県内取引拡大型…対象となりません

Q24：直接人件費はどの様に算出したら良いですか。

A24：対象者が助成事業に従事した時間に、労務費単価を掛けて算出します。

各人の労務費単価は日本年金機構から通知される標準報酬月額（等級）等を基に、別にお示しする等級単価一覧表から選択して下さい。

Q25：割賦設備やリース設備は助成対象となりますか。

A25：当該助成事業においては、「助成期間中に支払が完了すること」が条件の一つとなっており、期間中に所有権が移転しない（お支払いが完了しない）割賦販売契約は対象外となります。リース設備につきましては、助成対象期間中に使用しお支払いが完了したものに限り対象となります。

Q26：助成対象の原材料や機械装置等を社内や関係会社から調達した場合の対象経費はいくらで計上したら良いですか。

A26：原則原価で計上して下さい。

【申請手続き】

Q27：申請にあたって必要な書類は何ですか。

A27：以下の書類をご提出ください。

- (1)申請書①（ワード版）
- (2)申請書②（エクセル版）
- (3)納税証明書（※申請締切日より発行日が3か月以内のもの）
- (4)決算書

※直近2年間の貸借対照表、損益計算書、販売費及び一般管理費、製造原価報告書



《注意》よくある提出書類のミス

- ① 直近の納税証明書（県税）を提出していない
- ② 決算書内容の漏れ（特に「販売費及び一般管理費」）

締切日直前に発覚すると提出に間に合わない場合がございますので、事前にご確認ください。

※令和3年度より申請書への押印が不要となりました。

※ 申請書に記載する内容に関しては、「[特殊鋼産業成長分野進出促進助成金申請書作成マニュアル](#)」をご確認ください。

Q28：納税証明書とは何ですか。

A28：県税の未納がないか確認する書類を指します。東部県民センター、西部県民センターにて納税証明書が発行されます。また、本社が県外であり本事業実施場所が島根県である事業所・工場の場合も、上記センターにて納税証明書が発行できます。本助成金を申請される際は必ず、締切日までに発行、且つ当財団に提出してください。

Q29：何部提出すればよいですか。

A29：1部提出してください。

Q30：提出先はどこですか。

A30：以下のいずれかの住所にご提出ください。また、(2)へご提出される際は、事前に新事業支援課 助成金担当者（0852-60-5112）までご連絡ください。

- (1)公益財団法人しまね産業振興財団 新事業支援課
〒690-0816 島根県松江市北陵町1番地テクノパークしまね
- (2)公益財団法人しまね産業振興財団 石見事務所
〒697-0034 島根県浜田市相生町1391-8 シティパーク浜田内

※ご提出書類は、締切日必着ですので、ご注意ください。

【審査・採択について】

Q31：審査項目はどのようなものがありますか。

A31：4つの審査項目があります。申請書及び審査会では、これらを必ず説明してください。
なお、事業の型によって評価の度合いは若干異なります。

【県内取引型】

(1) 製品・技術力

- ・類似製品との差別化が図られているか
- ・課題の解決方法は明確・妥当なものか

(2) 市場性

- ・特殊鋼関連企業との取引獲得が見込まれるか
- ・市場や県内特殊鋼関連産業への波及効果、取引拡大が期待できるか

(3) 実施計画

- ・研究計画に無理・不足が無いのか
- ・事業を遂行できる体制が整っているか

(4) 経営者・企業体質

- ・事業計画を遂行できる経営状況であるか

【成長分野進出型】

(1) 製品・技術力

- ・革新的な技術を伴う、製品や技術開発であるか。
- ・素材・製品・技術は既存製品・技術・特許等と比べて差別化が図られているか
- ・研究開発課題が明確か
- ・事業を達成する製品・技術開発力があるか

(2) 市場性

- ・市場ターゲットは明確か
- ・市場自体の成長性は見込めるか
- ・市場や県内特殊鋼関連産業への波及効果、取引拡大が期待できるか

(3) 実施計画

- ・事業全体のスケジュールは妥当か
- ・事業内容に見合った事業推進体制が整っているか
- ・達成すべき売上目標は適切か

(4) 経営者・企業体質

- ・事業計画を遂行できる経営状況であるか

Q32：審査会ではどのようなことを行いますか。

A32：プレゼンテーションを行っていただきます。その後、審査委員による質疑応答を実施いたします。

【交付決定後の注意事項】

Q33：交付決定後に助成金の額を増額する事は出来ますか。

A33：出来ません。超過分については自社負担で対応して下さい。

【事業完了後の注意事項】

Q34：財産処分とは何ですか。

A34：助成事業の対象経費として購入したものや試作品を、事業の目的に反して他者に譲渡、交換、貸付又は担保にすることを指します。財産処分を行う際は、必ず事前に当財団へご連絡ください。

Q35：収益納付とは何ですか。

A35：法律及び本要綱第 19 条の規定により、助成事業の結果により収益（収入から経費を引いた額）が生じた場合には、助成金交付額を限度として収益金の一部または全部に相当する額を財団へ返納することが必要となります。これを「収益納付」と言います。

Q36：どのような場合に、収益納付が対象となりますか。

A36：助成事業終了後5年間、助成事業の実施結果について報告をしていただきます(本要綱第 18 条)。その際に、ある一定の収益が生じた場合は、交付した助成金を上限として財団に納付していただきます。

収益納付の対象者の要件として、「助成対象製品・技術の売上が年間 3000 万円以上」等がございます。要件につきましては、本要綱第 19 条をご確認ください。

※詳細につきましては、採択決定後に別途ご説明いたします。

《お問い合わせ先》

〒690-0816

鳥根県松江市北陵町 1 番地 テクノアークしまね

公益財団法人しまね産業振興財団 新事業支援課

電話番号：0852-60-5112 / Fax 番号：0852-60-5106

E-mail：sat@joho-shimane.or.jp

ご質問・相談等がございましたら、
お気軽にご連絡ください

